

平成 29 年度における運輸安全マネジメントに関する取り組み

1. 目標およびその達成状況

- (1) 重大事故件数 **0件** (目標 0 件に対して)
- (2) 後退時の事故件数
13件 (目標 7 件以下に対して)
- (3) 有責事故件数
32件 (目標 29 件以下に対して)

2. 目標達成に向けた具体的な取り組み

- (1) 情報伝達およびコミュニケーションの確保
 - ・運輸安全マネジメント委員会
 - ・管理職会議
 - ・経営会議
 - ・班長会議
- (2) 事故再発防止への取り組み
 - ・事故審議会
 - ・指導担当助役による事故惹起者教習
 - ・事故惹起者に対して、その事故画像(ドライブレコーダーの画像)を活用して、再発防止教習を実施。(事故原因の究明と再発防止項目の確認)
- (3) 社員の教育、訓練および研修の実施
 - ・新入社員研修：9名
 - ・再教習：11名
 - ・高齢者教習：9名
 - ・雪道および凍結時の走行教習(チェーン装着等も含む)
 - 信州方面：16名
 - ハチ神鍋方面：13名
 - 岐阜めいほう方面：11名
- (4) 外部研修および訓練等
 - ・初任診断：9名
 - ・適性診断：30名
 - ・適齢診断：2名
 - ・運行管理者一般講習の受講：12名
- (5) 無事故表彰

平成 29 年 12 月 18 日(月)に、3 年以上無事故の運転士 20 名に対して無事故表彰を行いました。

(6) 安全に関する機器の導入等

- ・衝突被害軽減ブレーキ等の最新の安全装備を搭載した貸切バス車両を5両新造いたしました。
- ・当社保有の全車両にドライブレコーダーのカメラを2台追加いたしました。
(前方および後方に各1台)
- ・前方右側にアンダーミラーを追加いたしました。
- ・貸切バスの定期点検を漏れなく行うための「整備サイクル表」を当社に在籍する車種ごとに作成いたしました。

(7) 貸切バス事業許可の更新

貸切バス事業の許可の更新に必要な体制および書類を整え、監督官庁に更新申請を行いました。その結果、更新の許可をいただきました。

平成30年度における運輸安全マネジメントに関する取り組み

1. 安全統括管理者

常務取締役(運行部長担当) 西 埜 康 裕

2. 基本方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

3. 重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、

共有します。

(5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。

(6) グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

4. 重点目標

(1) 重大事故件数

目標 0件

(2) 有責事故件数

目標 10%削減(28件以下)

(3) 後退時の事故件数

目標 30%削減(9件以下)

5. 年間計画

(1) 安全が最優先であることへの意識の徹底

社内での教習や会議等で、安全が何よりも優先すること、それに関する法令を順守することを説き、お客様の命に関わる危険性を惹起してはならないという安全第一の風土づくりに努めます。

(2) 施策の進捗状況チェック

運輸安全マネジメント運営委員会により「輸送の安全に関する重点施策」の進捗状況を定期的にチェックします。

(3) 安全教育、安全設備の充実

ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、適性診断を活用し、運行管理面や安全に対する意識の向上を図ります。また、実技教習などの実践的な教習を行うことで、運転技術の向上に努めます。

(4) 安全管理体制の強化

社員の健康増進ならびに健康起因事故防止のため、健康診断項目の充実はもとより、脳ドックの導入により、乗務員が心身ともに健康な状態で乗務するための方策と体制整備を構築してまいります。なお、当社の運転士はSASスクリーニング検査を入社時に実施しております。

(5) 事故事例の研究

当社の事故事例をもとにその原因や防止策について検討し、再発防止に努めます。このため、事故、ヒヤリハット情報の効果的な分類・分析体制を整えます。

(6) 車両の管理

定期点検整備を漏れなく実施し、安全の確保に整備部門もバックアップいたします。また、リコール対象車両が発生した場合は、遅滞なく対応します。

(7) 管理者における安全管理知識の更なる習得

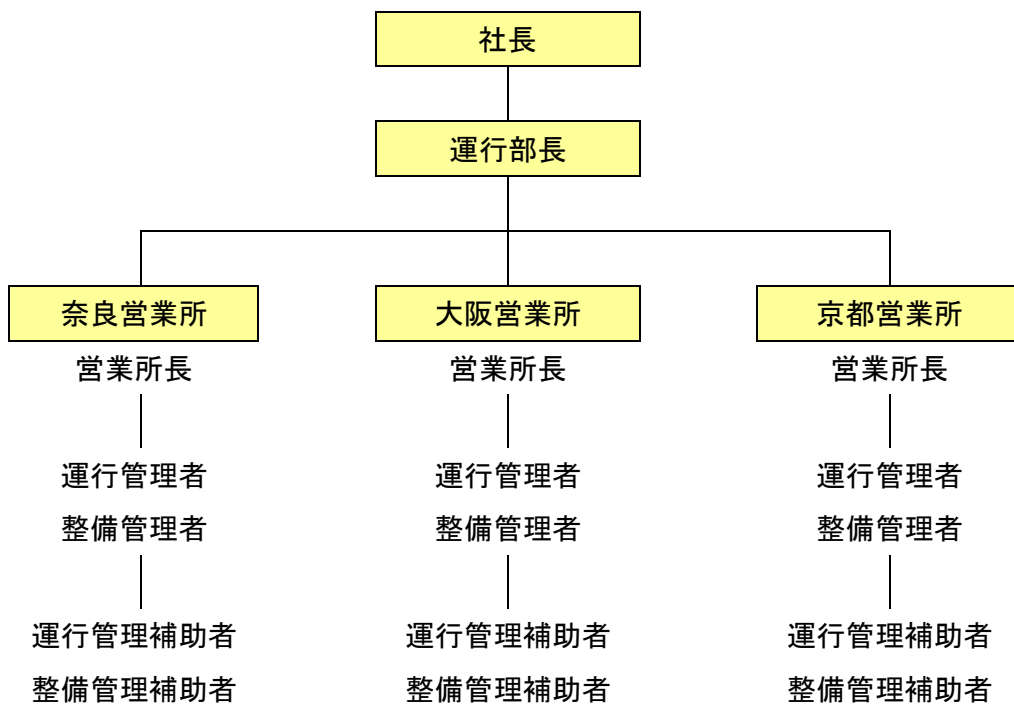
運行管理者、整備管理者に対して、定期的に外部機関での講習を受講させ、安全管理知識習得の充実と管理機能の強化を図ります。更に各管理者を定期的集めて社内会議を開催し、管理知識と安全に関する情報の共有化を図ります。

6. 組織体制および指揮命令系統ならびに事故・災害等に関する報告連絡体制

(1) 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

奈良観光バス株式会社

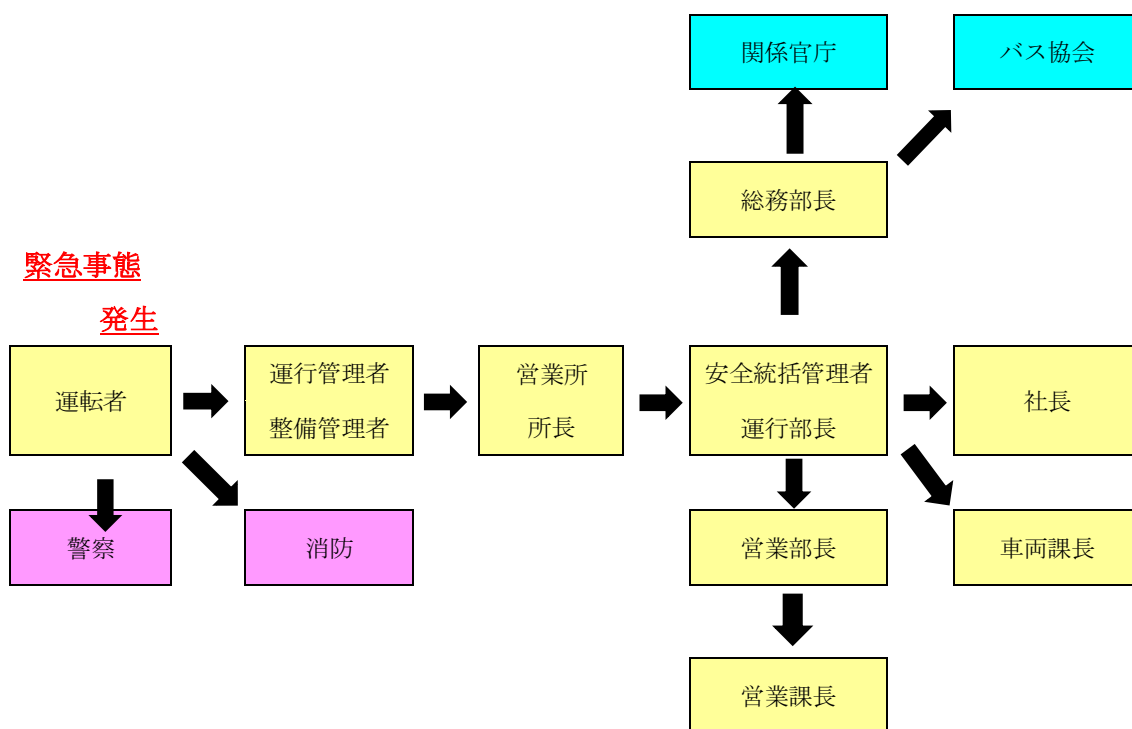
運輸の安全に関する管理指揮命令系統図



(2) 事故、災害等に関する報告連絡体制

奈良観光バス株式会社

事故災害等の連絡網



7. 安全管理規程

別掲（最下段に添付）

8. 内部監査の結果、措置内容

- (1) 監査対象部門 運行部（運輸安全マネジメント担当部）
- (2) 実施日 平成30年3月15日（木）
- (3) 監査員 総務部長
- (4) 監査内容
 - ①運輸安全マネジメントの取り組み状況
 - ②設定目標の達成状況
 - ③教習等の取組計画の進捗状況
 - ④安全設備への投資状況の確認

(5) 監査の結果

①運輸安全マネジメントの実施状況

経営トップをはじめ安全統括管理者は経営会議、管理職会議、班長会議に主体的に関与し、安全確保に関する取り組みが積極的になされていることが評価

されました。また運転者については 10 人程度で班を編成し、班ごとの会議を通じて事故情報の共有や法規制の確認、そして安全最優先の意識を高める取り組みを積極的に行っていることが評価されました。

②設定目標の達成状況について

後退時の事故件数について、思うように削減が進んでいないことについて指摘を受けました。ただ、後退時の事故防止教育に役立てるため、ドライブレコーダーの後方カメラを追加する取り組みについて、PDC Aサイクルを意識して進めているとして評価されました。

③計画の進捗状況

定期的な会議の開催、最新の安全機能搭載車両への代替が当初計画通りになされていることについて評価されました。今後もしっかりと計画通り進めるようにアドバイスを受けました。

④来年度に向けての課題

内部監査実施日において有責事故、並びに後退時の事故の件数が当初の目標件数を超えているため、全事故について発生原因を改めて確認し、統計等により来年度に向けて再発防止に向けた具体的な取り組みを早急に策定するよう指導を受けました。併せて営業所間で事故情報を共有し、同種の事故の発生を抑制するようアドバイスを受けました。

以上

安全管理規程

制定 平成 18 年 10 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 に基づき定める。

第 2 条 運営の方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 2 条 輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

(輸送の安全に関する定めの遵守)

第 3 条 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。

(輸送の安全に関する取り組み)

第 4 条 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P l a n、D o、C h e c k、A c t）を実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

第 3 章 体制

(組織体制)

第 5 条 次に掲げるものを選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- 1 安全統括管理者
- 2 運行管理者
- 3 整備管理者
- 4 その他必要な責任者

(経営の責任者の責務)

第 6 条 経営の責任者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有し、適切な処置を行う。

- 2 経営の責任者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第 7 条 運輸規則第 4 7 条の 5 に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を

選任する。

2 統括安全管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

①国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

②身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

③関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務及び権限)

第8条 安全統括管理者は次に掲げる責務と権限を有する。

1 関係社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

2 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

3 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

4 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

第4章 方法

(情報の伝達及び共有)

第9条 輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

(事故防止対策の検討)

第10条 事故防止対策は労使で検討し実施する。

(事項、災害等に関する報告連絡体制)

第11条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める。

(教育及び研修)

第12条 輸送の安全に関する目標を達成するため、教育及び研修を実施する。

(運輸安全マネジメント委員会)

第13条 社長は、安全統括管理者、会社が指名する担当者、乗務員労働組合代表より構成された運輸安全マネジメント委員会を設置する。

- 2 運輸安全マネジメント委員会は、従業員や外部からの意見、情報等に基づき事故原因の解明を行い、事故再発防止の計画を策定し、全従業員に周知徹底を行う。
- 3 運輸安全マネジメント委員会は、指導内容の効果について、1年に一度、事故統計の結果を確認して評価を行う。評価の結果、事故件数の削減が見られない場合、又は、削減が少ない場合には、更なる指導方法の検討を行い、目標の達成に向け努力を行う。

(内部監査)

第14条 安全統括管理者は、社内を実施する安全管理体制に係る内部監査を実施するために必要な教育訓練を受けた者の中から委員を決めて、内部監査を年に1回以上定期的に実施する。

また、重大な事故が発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその監査結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のための必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第15条 自動車事故を惹起した際は、報告書を作成し、検討の上保存する。

(輸送の安全移管する業務)

第16条 輸送の安全に関する業務の改善とは、計画の策定、実行、チェック、改善（Plan、Do、Check、Act）のいわゆるビジネスサイクルを安全確保の面に於いても実施することに尽きる。このビジネスサイクルを実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。